

「誰もが住みたい小谷村」を目指して

第3回小谷村景観づくり住民懇談会

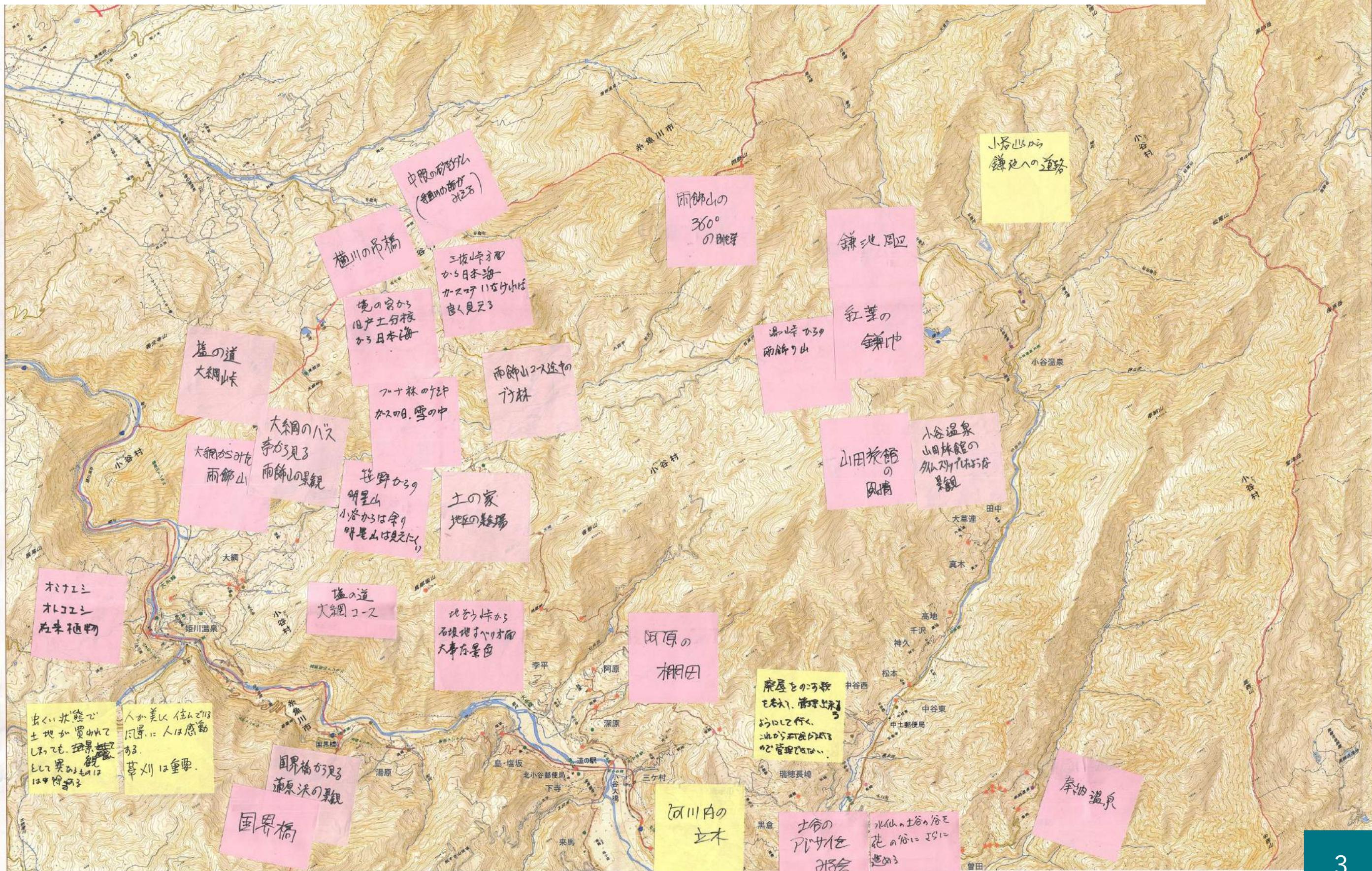
令和元年（2019年）8月21日

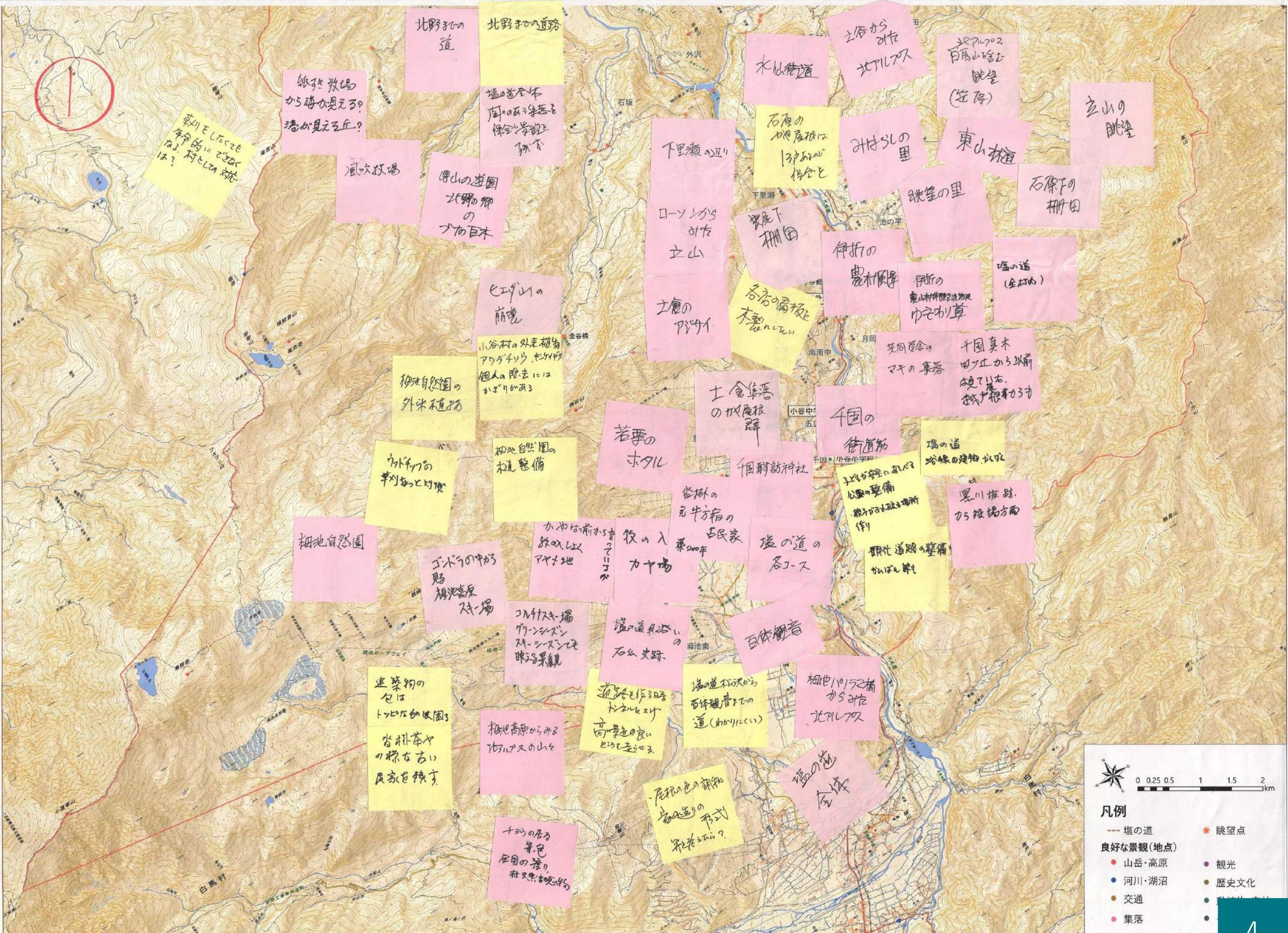
小谷村

1. 前回のふりかえり

第2回懇談会では、
小谷村の景観の「大切にしたいところ」と
「変えたいところ」について意見を出し合いました。

出された意見の結果 [1グループ]





草刈をしたくて
年令的にできな
い。村としての統
一は？

織子牧場
から海が見える？
塩が見える丘？

風吹牧場

傳山の遊園
北野の柳
のブナ巨木

ヒエダ山の
前庭

小谷村の外米植場
アマガキウ、モクゲイ
個人の除去には
かぎりがあつた

柳池自然園の
外米植場

ウバキツの
草刈年と灯籠

柳池自然園の
植整備

柳池自然園

ゴンドラの中が
貼 柳池高原
スキー場

かやは前かき
牧場は
アヤナ地

牧の入
カヤ場

香木の
赤牛方宿の
古民家
築200年

塩の道の
各コース

千国の
公園の整備
親和子跡の場所
作

塩の道
谷線の建物、水

黒川跡
から牧場方面

コンクリート場
ガンシズン
スーシズン
映る景観

塩の道林道の
石ムス跡

百体観音

建築物の
包は
トコロかほ園

柳池高原からみる
北アルプスの山々

道路と作る時
トコロに
向く景色の
とびきり

塩の道石川から
百体観音までの
道(わづら川)

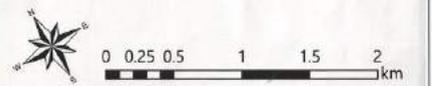
柳池ハイランド橋
から
北アルプス

香茶茶ヤ
の標本古い
民家を狭す

千代の居る
景色
全国の語り
村又茶屋

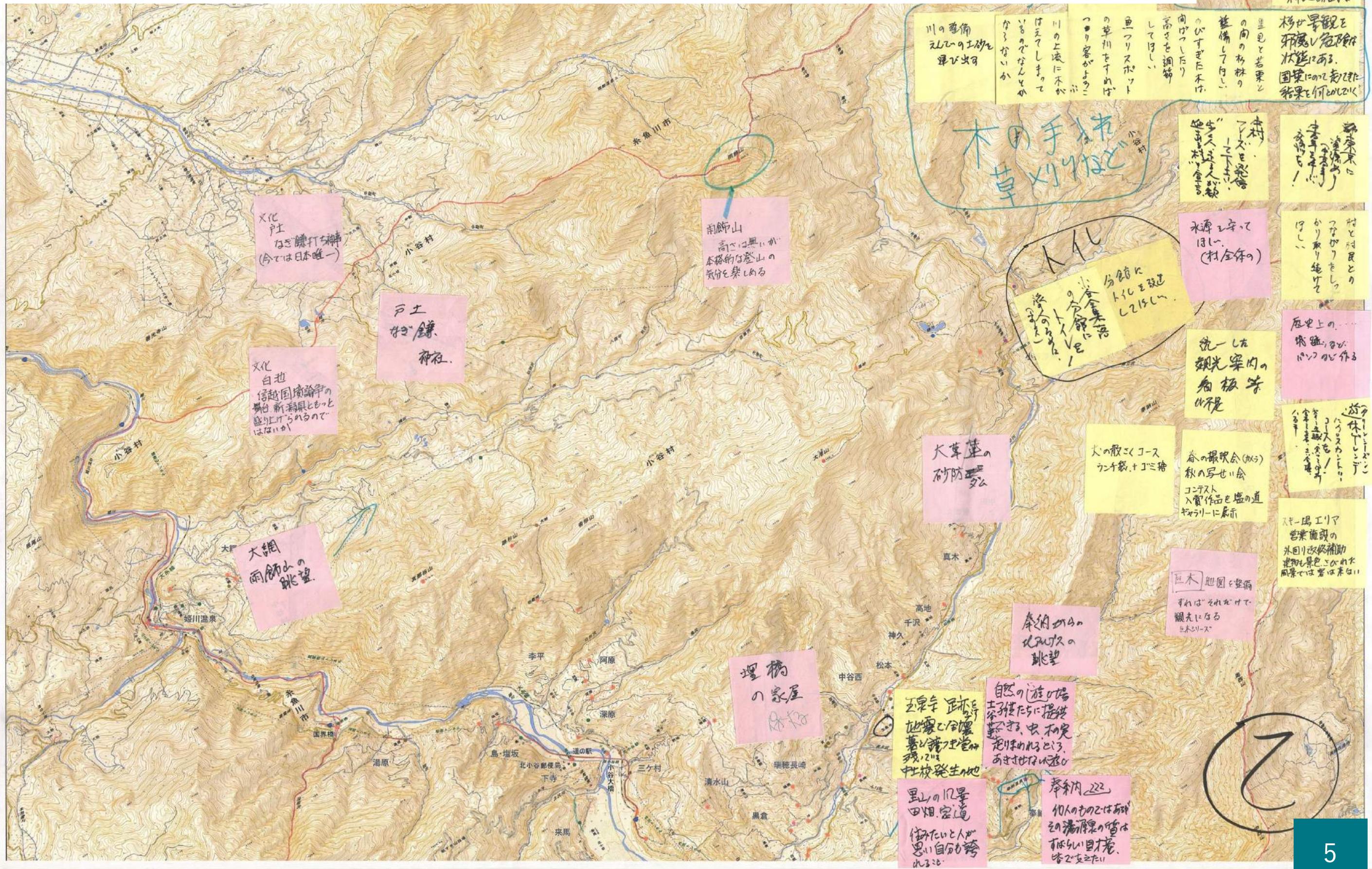
屋敷色の家
家の造りの
形式
築年？

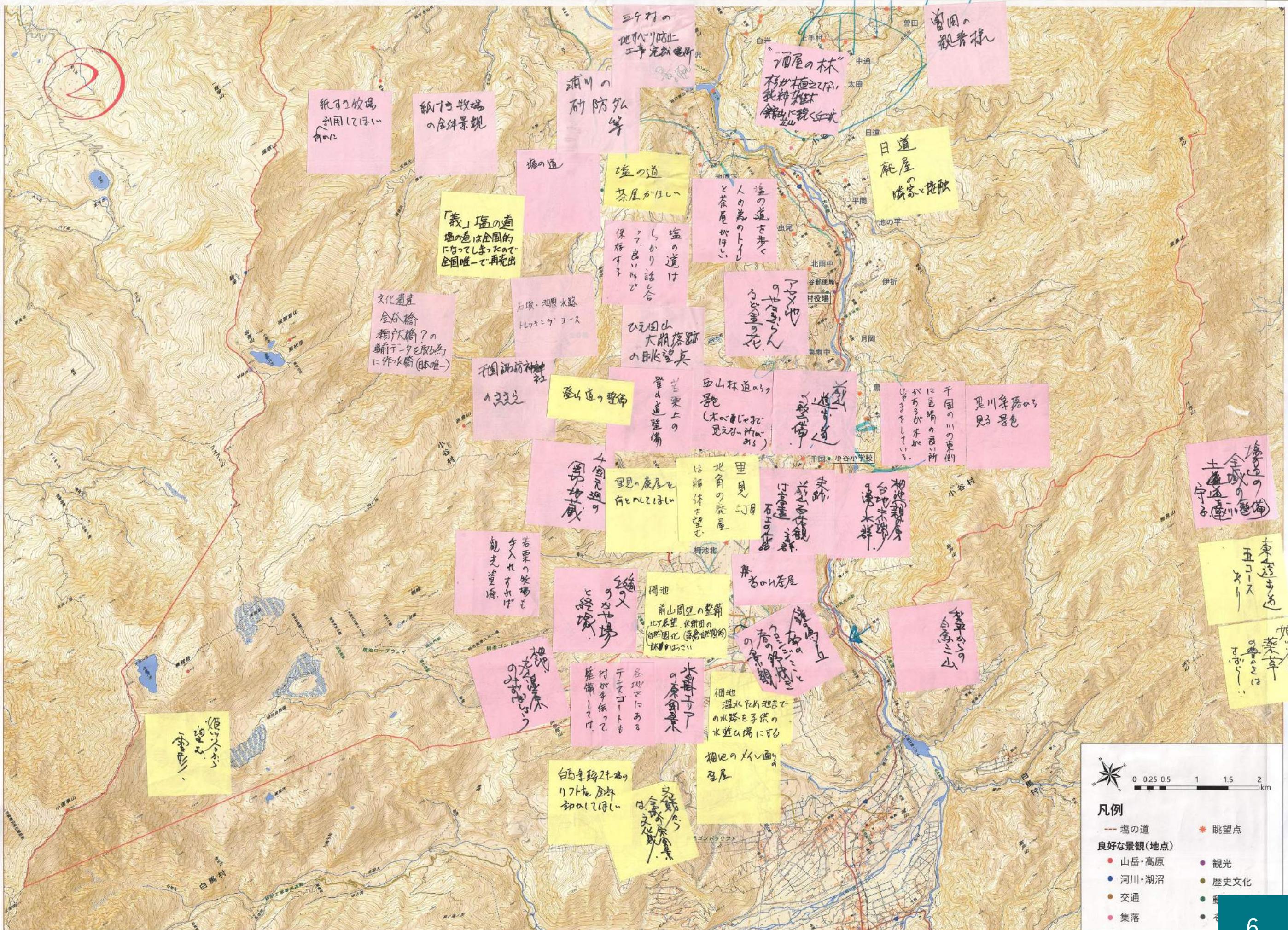
塩の道
全体



- 凡例
- 塩の道
 - * 眺望点
 - 山岳・高原
 - 観光
 - 河川・湖沼
 - 歴史文化
 - 交通
 - 集落

出された意見の結果 [2グループ]





紙すき牧場
利用してほしい
何かに

紙すき牧場
の全体景観

浦川の
砂防ダム
等

塩の道
茶屋がほしい

酒屋の林
杉が植えられる
秋耕種林
薪炭に親しく
する

千国の
観音様

日道
鹿屋の
隣家の階段

「義」塩の道
塩の道は全国的
になつてしまつたので
全国唯一で再発見

塩の道
塩の道は
語り話と合
つて、良い形で
保存する

塩の道古き
人の姿のトイ
と茶屋がほしい

文化遺産
金谷橋
瀬戸橋?の
軸行ニクを取り
に作火橋(跡唯一)

石坂・北原水路
トランギンコース

塩の道
ひ元山
大崩落跡
の眺望点

千国の
お花

千国神社
の
お祭り

登山道の整備

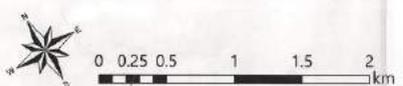
登山道の
整備
西山林道の
お花
(木の葉に
見えるお花)

千国の
お花

千国の川の東側
には尾崎の西に所
があるが木が
少ないので
植えてほしい

黒川平野の
見る景色

千国の
お花



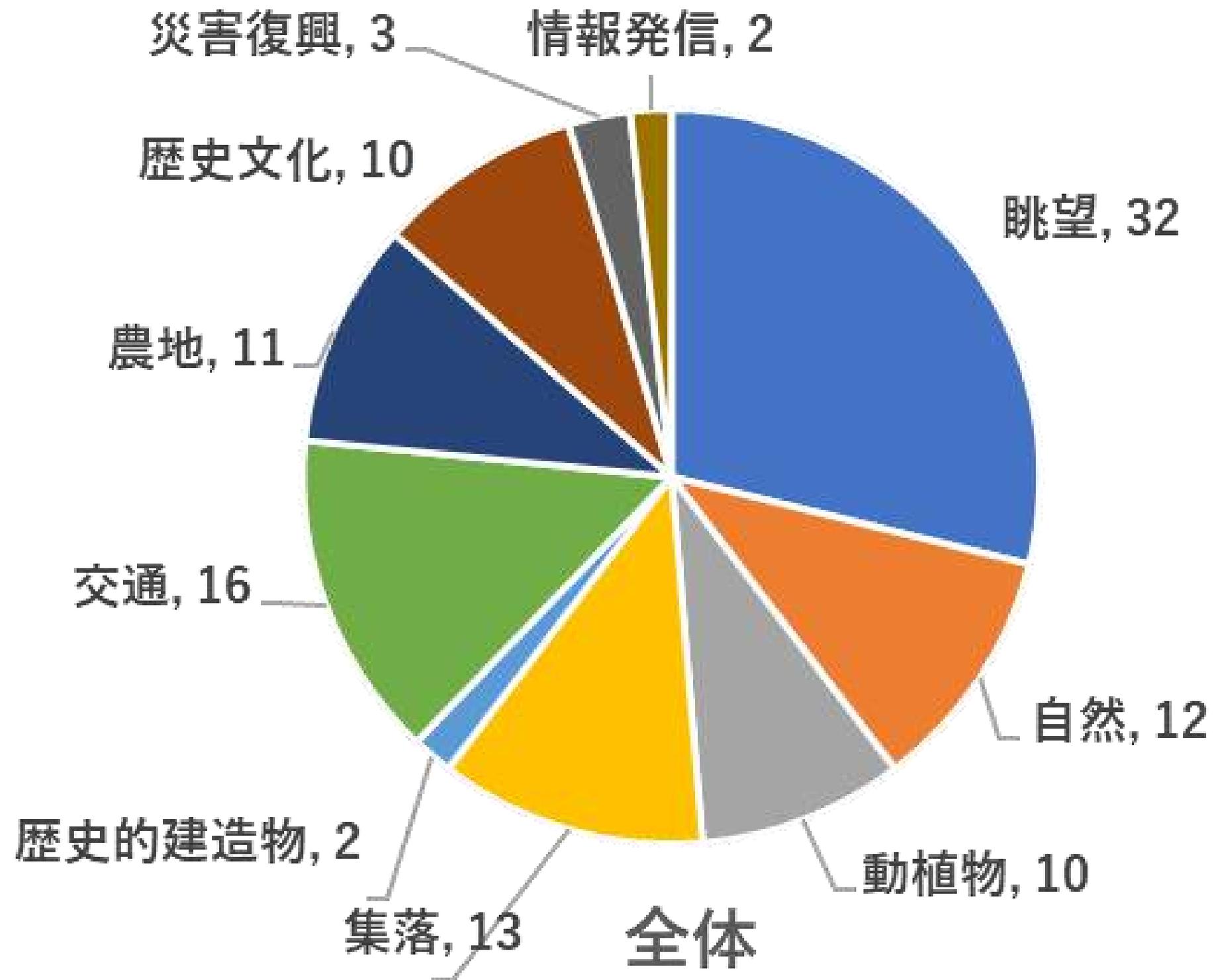
- 凡例
- 塩の道
 - 眺望点
 - 良好な景観(地点)
 - 山岳・高原
 - 観光
 - 河川・湖沼
 - 歴史文化
 - 交通
 - 集落

出された意見「大切にしたい景観」

景観要素	項目	グループ		計
		1	2	
眺望	山岳	11	3	14
	集落	4	4	8
	海	4		4
	スキー場	2		2
	災害復興	1	1	2
	山頂	1		1
	雪形		1	1
	(小計)	23	9	32
自然	川・湖	2	3	5
	森林	3	1	4
	高原	1		1
	山岳		1	1
	水源地		1	1
	(小計)	6	6	12
動植物	花	4	2	6
	チョウ類	1		1
	ホタル	1		1
	草		1	1
	その他	1		1
	(小計)	7	3	10
集落	温泉地	3	1	4
	建物	2	1	3
	塩の道	1		1
	茅屋根	1		1
	その他	3	1	4
	(小計)	10	3	13

景観要素	項目	グループ		計
		1	2	
歴史的建造物	古民家	1		1
	茶屋		1	1
	(小計)	1	1	2
交通	塩の道	7	3	10
	道	2	2	4
	橋	1	1	2
	(小計)	10	6	16
農地	草地	3	5	8
	棚田	3		3
	(小計)	6	5	11
歴史文化	石造物	1	3	4
	伝統行事		3	3
	塩の道	1		1
	社寺	1		1
	歴史の舞台		1	1
	(小計)	3	7	10
災害復興	地すべり		1	1
	その他	1	1	2
	(小計)	1	2	3
情報発信	自然		1	1
	歴史文化		1	1
	(小計)		2	2
総計		67	44	111

出された意見「大切にしたい景観」



出された意見 「大切にしたい景観」

場 所	意見数	場 所	意見数
塩の道沿道	8	雨飾山周辺、沓掛、若栗	3
柵池高原	6	下里瀬、土倉、伊折、スキー場エリア、奉納、鎌池、牧の入、小谷温泉、国界橋、黒川、北野、石坂	2
千国、土谷	5	地蔵峠、東山林道、笹原、阿原、姫川沿い、金谷橋、眺望の郷、奉納温泉、笹野、浦川、白池、埋橋、雨飾山、立山周辺、虫尾、柵池パノラマ橋、越戸峰、柵池自然園、曾田、三ヶ村、アヤメ池、湯峠、大草連、稗田山、横川、三坂峠、大網周辺、大網峠、真木、牧の入、アヤメ池、西山林道、梨平、石原、池原	1
戸土、大網、紙すき山牧場	4		

出された意見「変えたい景観」

項目	グループ		計
	1	2	
道	6	3	9
木	1	6	7
施設整備	1	6	7
観光		6	6
廃屋	1	4	5
看板	3	1	4
川	1	3	4
草刈り	3	1	4
家屋	3		3
建物	2	1	3
情報発信		3	3
トイレ		3	3
外来植物	2		2

項目	グループ		計
	1	2	
塩の道		2	2
マナー		1	1
開発	1		1
空き家		1	1
災害復興		1	1
人手		1	1
村づくり		1	1
公園	1		1
親水		1	1
スキー場		1	1
テニスコート		1	1
総計	25	47	72

2. 説明事項

- ①景観づくりの地域区分について
- ②景観づくりの基本方針について
- ③地域区分ごとの行為規制基準について

①景観づくりの地域区分について

基本的な考え方

- 地域特性を踏まえた景観づくりの基本となる区分です。
 - 場所ごとに、メリハリのあるルールを設けることができます。
 - 長野県景観育成計画を引き継ぐ上でも必要です。
- 「面的な景観」と「軸的な景観」の2つから考えます。
 - ① 面的な景観
 - ある一定の特徴的なまとまりを持った景観
【例】山岳・森林、集落・田園、市街地、商工業地 など
 - ② 軸的な景観
 - 特徴が明確で、地域の骨格となっている、あるいは面的な区域を貫通するような景観
【例】川、道路 など

①景観づくりの地域区分について

長野県景観育成計画では…

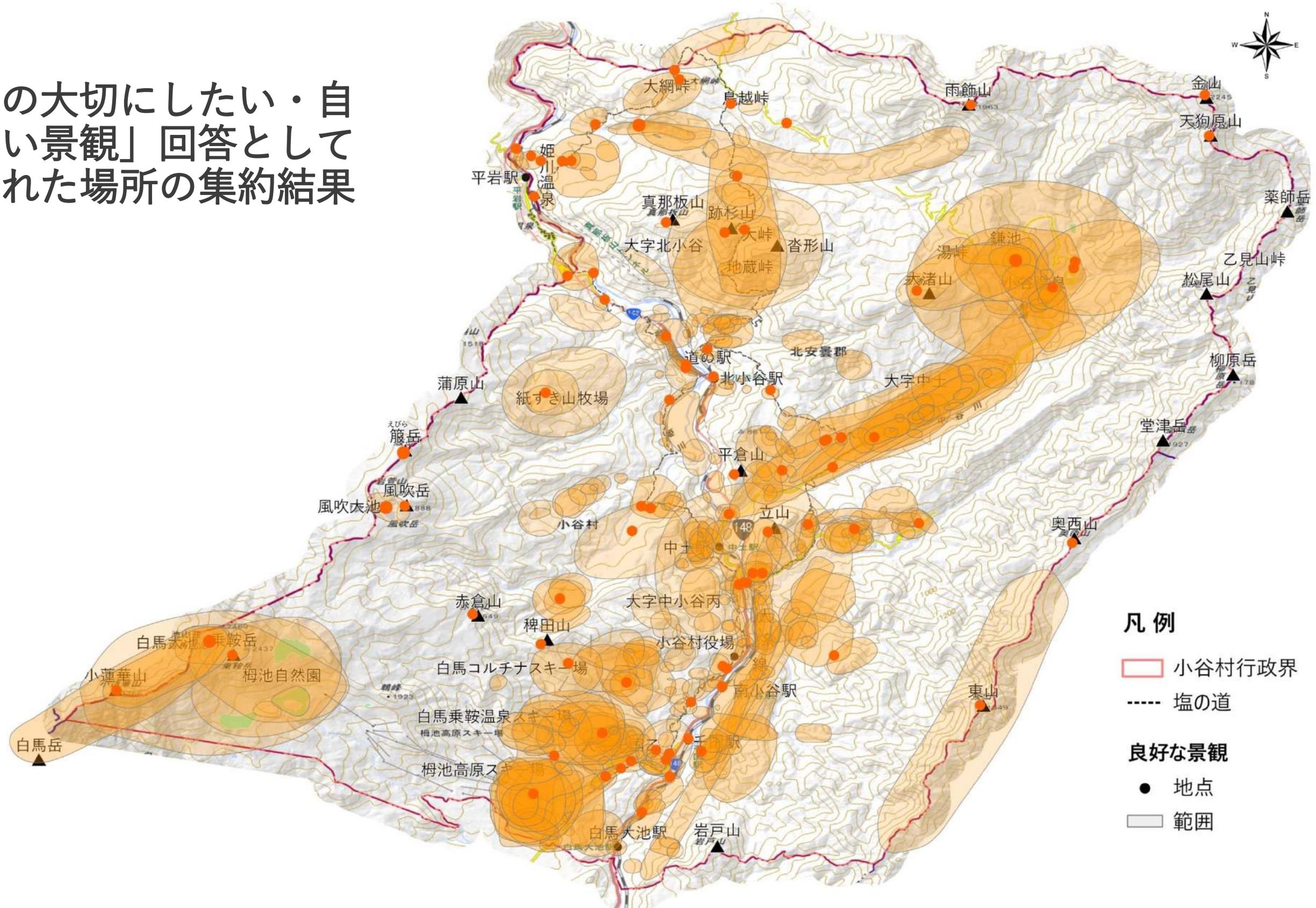
- 次の4つに区分されています。

区 分	該当する地域
都 市	● 都市計画法に基づき用途地域として定められた地域 ※小谷村では該当なし
沿 道	● 高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30mの地域
田 園	● 国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（都市、沿道に該当する地域を除く）
山地・高原	● 都市、沿道、田園に該当する地域以外

↑
小谷村はこのいずれかに
該当します

前提：村民アンケート結果

「村内の大切にしたい・自慢したい景観」回答として挙げられた場所の集約結果



①景観づくりの地域区分について

どのようなものか？

- 景観づくりの単位となる地域です。
☞ この区分ごとにルールが変わってきます。
- これまでの懇談会・勉強会等での意見により、案として7つの区分を設定しました。
(普通地域：4、重点地域：3)

①景観づくりの地域区分について

小谷村での地域区分（案）：普通地域

区 分	該当する地域（案）
山岳・高原 （国立公園）	● 中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園に該当する地域
山地・森林	● 森林地域（国有林・民有林）のうち、山岳・高原地域以外の地域、河川区域
農山村	● 農振農用地区域と山岳・高原、山地・森林、沿道、塩の道以外の地域
沿 道	● 一般国道、県道及び村が指定する主要な道路の両側30mの地域

①景観づくりの地域区分について

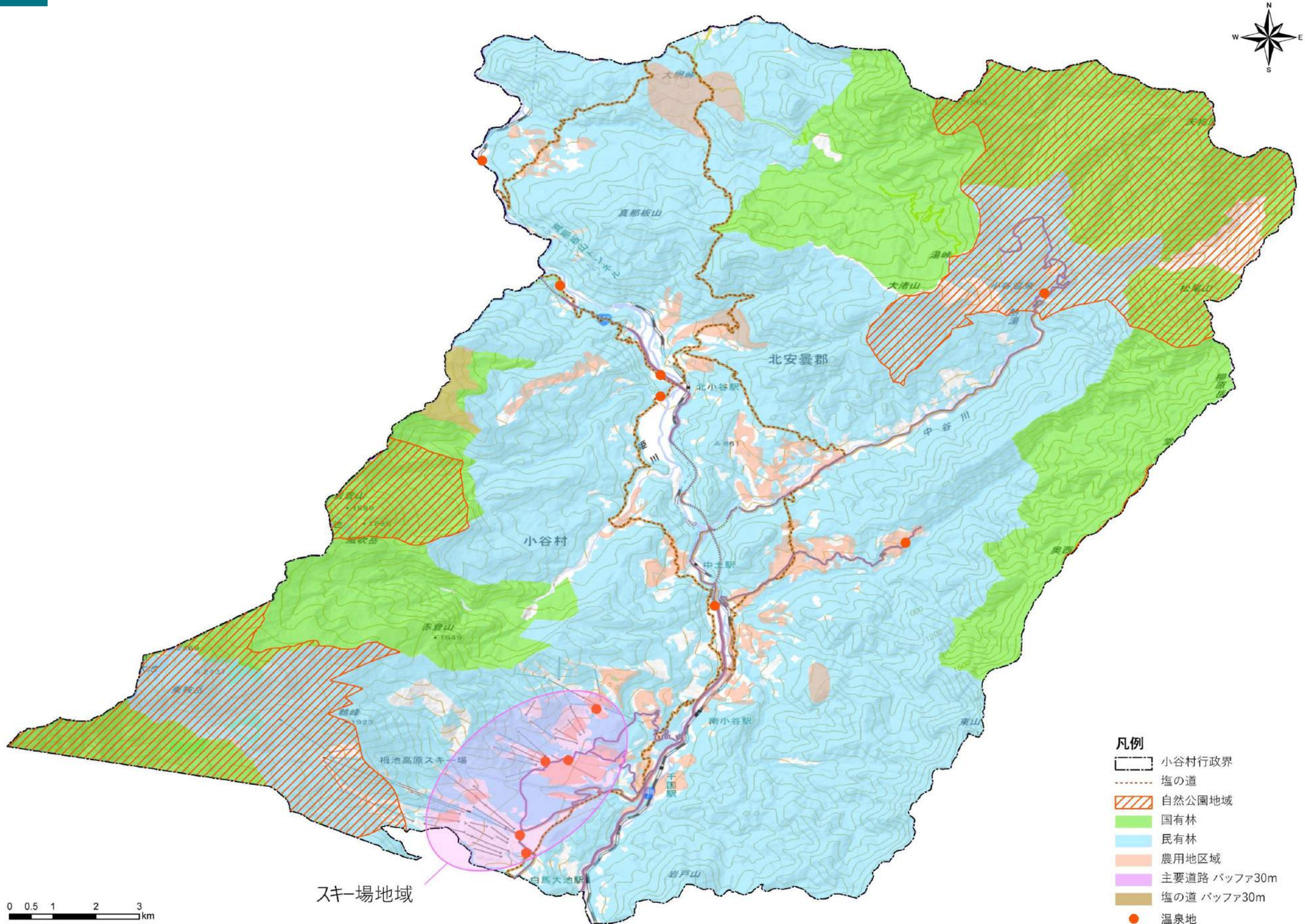
小谷村での地域区分（案）：重点地域

区 分	該当する地域（案）	該当する地区（案）
スキー場	<ul style="list-style-type: none">● スキー場及び農山村に該当する地域のうち、村が指定する地域	柵池南、柵池北、蕨平、若栗、土倉
温泉地	<ul style="list-style-type: none">● 温泉を営む建造物及びその敷地	柵池南、柵池北、若栗、コルチナ、下里瀬、奉納、小谷温泉、来馬、下寺、湯原、姫川温泉（一部地域）
塩の道沿道	<ul style="list-style-type: none">● 塩の道の両側30mの地域	（塩の道が通過する地区）

長野県及び県北部市町村との比較

小谷村（案）		長野県	飯山市	山ノ内町	高山村
重点地域	普通地域				
	山岳・高原地域 (国立公園)			高原地域 (国立公園)	牧場景観ゾーン
	山地・森林地域	山地・高原	山地・高原地域	山地・高原地域	渓谷景観ゾーン
スキー場 地域					
温泉地	農山村地域	田園	山麓田園地域	山麓田園地域	山村景観ゾーン
			田園地域	田園地域	農山村 景観ゾーン
	(該当なし)	都市 (用途地域)	市街地地域	市街地地域	農住混合 景観ゾーン
			市街地商業地域		(該当なし)
塩の道	沿道	沿道	沿道市街地	※上記面的 地域に含む	※上記面的 地域に含む

地域区分の前提となる土地利用規制等



②景観づくりの基本方針について

良好な景観の形成に関する方針

- 景観法第8条第3項において、定めることが望ましい事項とされています。
- 方針は、次の区分について定めます。
 - 景観計画区域全体（＝小谷村全域）
 - 地域区分ごと
 - ☞ ①で示した地域区分ごとに方針を定めます。
- 参考：別紙資料をご覧ください。
 - 長野県景観育成計画「長野県景観育成方針」
 - 高山村景観計画「ゾーン別景観育成方針」

※基本方針の検討は次回以降行う予定です。

②景観づくりのルールについて

本日このあと意見交換を行います

- 良好な景観づくりのために必要なルールを、地域区分ごとに考えましょう。

③景観づくりのルールについて

景観形成基準と届出対象行為

- 景観法第8条第2項第2号において、**必須事項**とされています。
- 景観形成基準とは？
 - 届出対象行為についての、地域区分ごとの基準。
 - 行為ごとに良好な景観形成のため必要な制限を定められる。
- 届出対象行為とは？
 - 建設など景観に影響を与える一定規模以上の行為。
 - 景観法に基づき、行為に着手する30日前までに届け出る。
 - 景観形成基準に適合するか審査を行う。

③景観づくりのルールについて

■長野県における良好な景観を育成する基準（抜粋）

↓小谷村が含まれる範囲

		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
建築物・工作物	配置	道路後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)
		隣地後退	できるだけ離し、ゆとりある空間		
	規模	まち並みとしての連続性に配慮	高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内
	形態・意匠	周辺の建築物等の形態との調和	背景スカイライン及び建築物との調和	背景スカイライン及び田園との調和	周辺の山並みとの調和
	色彩等	周囲の建築物等と調和した色調	周囲の景観及び建築物等と調和した色調	周囲の田園や集落の景観と調和した色調	周囲の景観と調和した色調

出典：長野県景観育成計画の概要

③景観づくりのルールについて

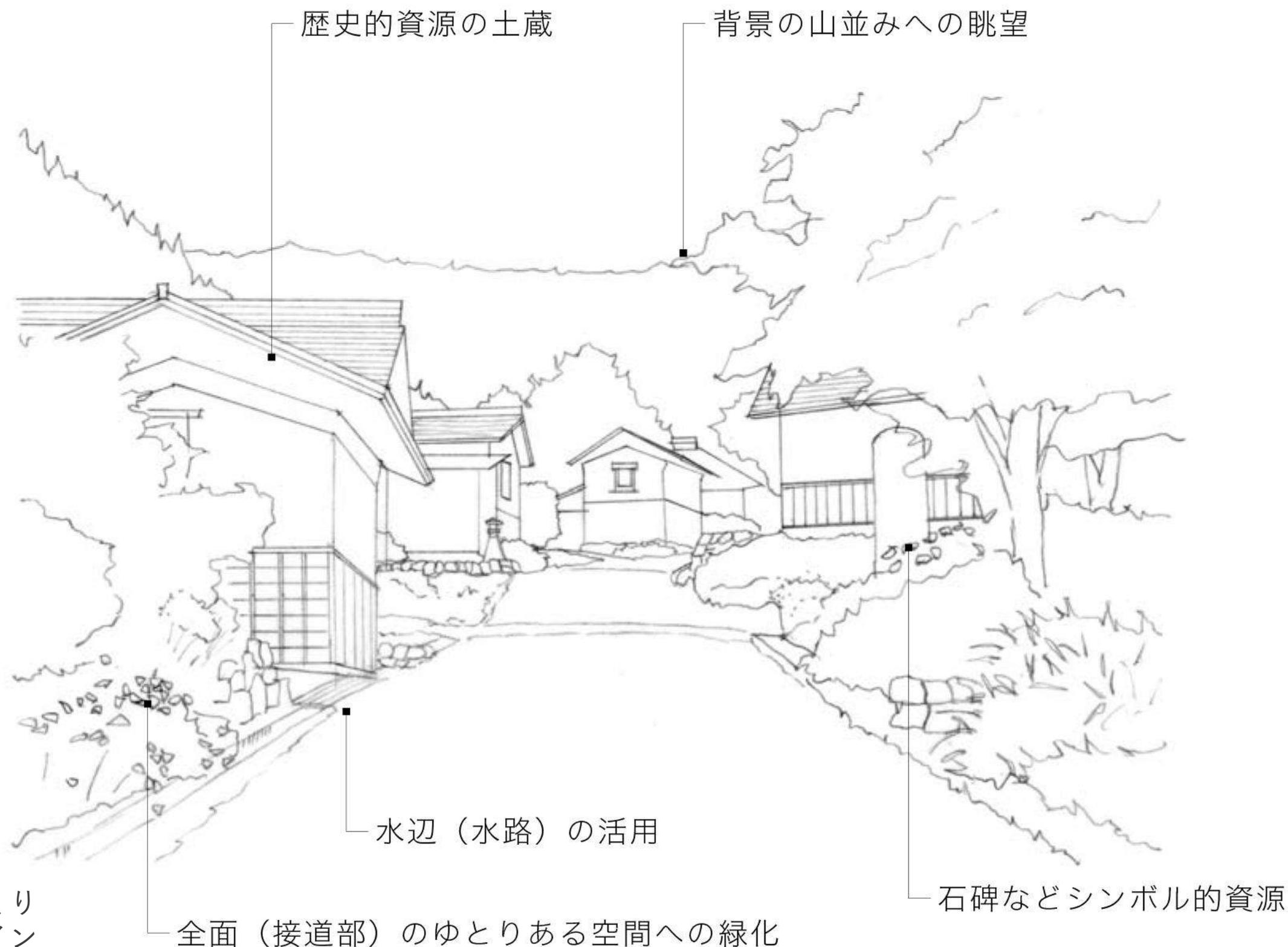
■参考：長野県における届出対象行為とその規模

↓小谷村が含まれる範囲

行為の種類		長野県全域（一般地域） 重点地域及び特定地区を除く	景観育成重点地域 景観育成特定地区
建築物 新築等 外観変更（修繕、模様替え、 色彩変更）		高さ13m又は 建築面積1,000㎡超 変更面積400㎡超	高さ13m又は 床面積20㎡超 変更面積25㎡超
工作物 新設等	プラント類等	高さ13m又は築造面積1,000㎡超	高さ13m又は築造面積20㎡超
	電気供給・通信施設	高さ20m超	高さ8m超
	太陽光発電施設	太陽電池モジュールの築造面積 の合計1,000㎡超	太陽電池モジュールの築造面積 の築造面積の合計20㎡超
	その他	高さ13m超	高さ5m超
開発行為、土地の形質変更、 土石類の採取等		面積 3,000㎡超又は 法面等高さ3mかつ長さ30m超	面積 300㎡超又は 法面等高さ1.5m超
物件の堆積		高さ3m又は 堆積面積1,000㎡超	高さ3m又は 堆積面積100㎡超
特定外観意匠（公衆の関心を 引く形態意匠）		表示面積25㎡超	表示面積3㎡超

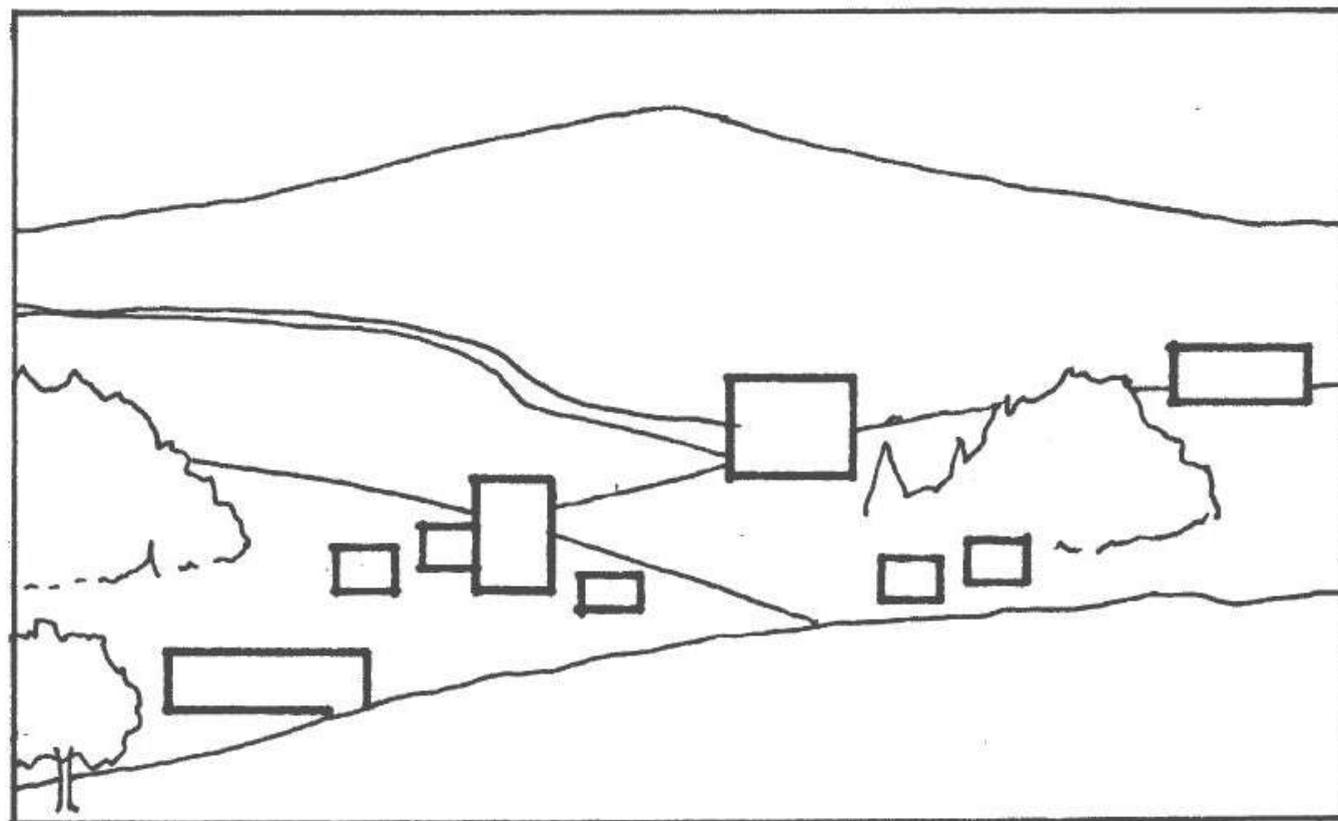
③ 景観づくりのルールについて

ルールのイメージ [配置]

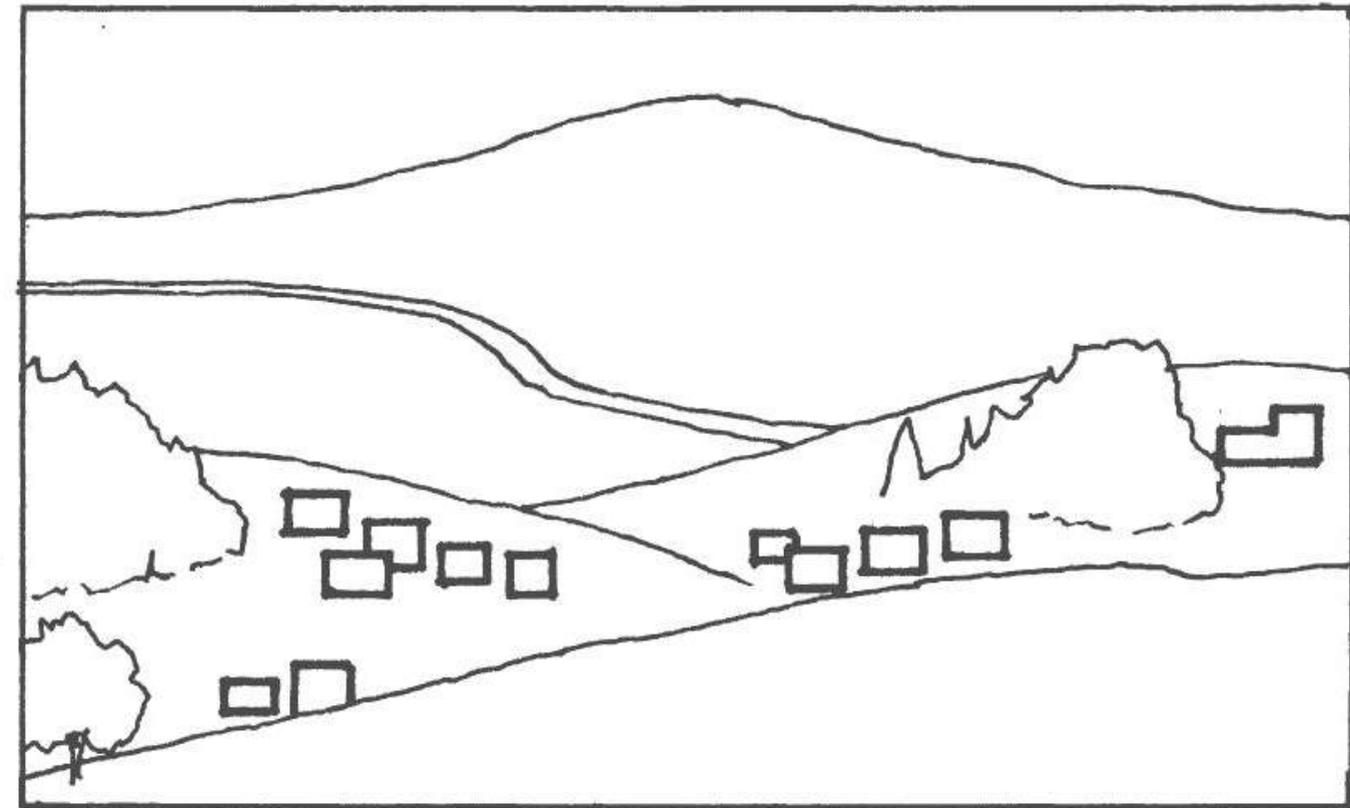


③ 景観づくりのルールについて

ルールのイメージ [規模]



単純に規模の大きな建物は、周囲の山並み風景などをさえぎる

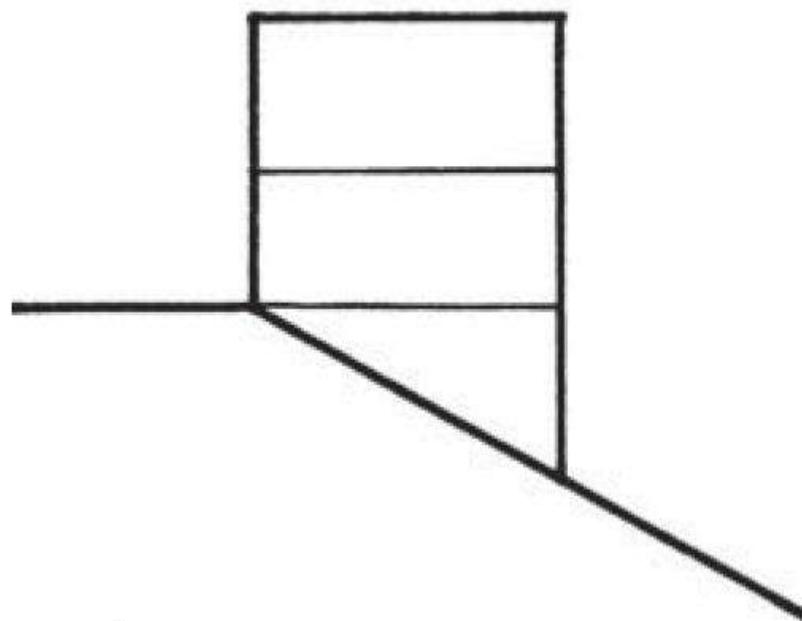


周囲の樹林やりょう線と調和するように高さや規模に配慮する

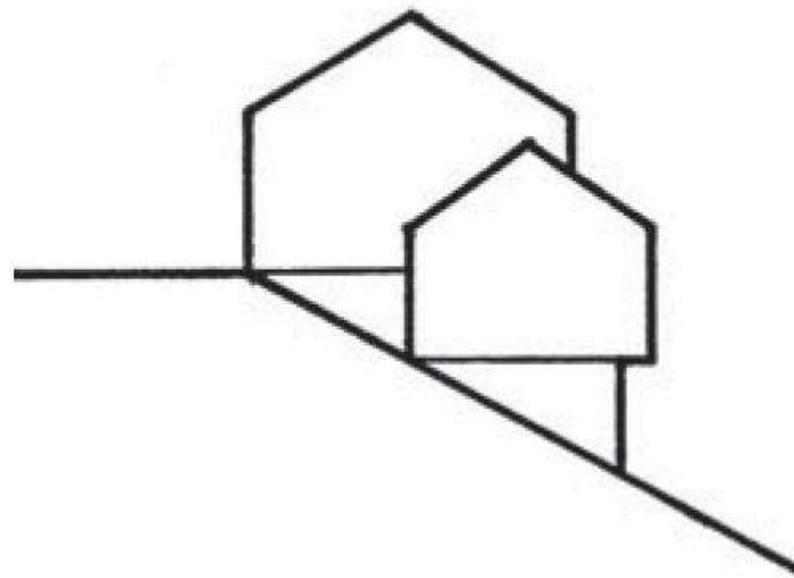
出典：飯山市景観づくりガイドライン

③ 景観づくりのルールについて

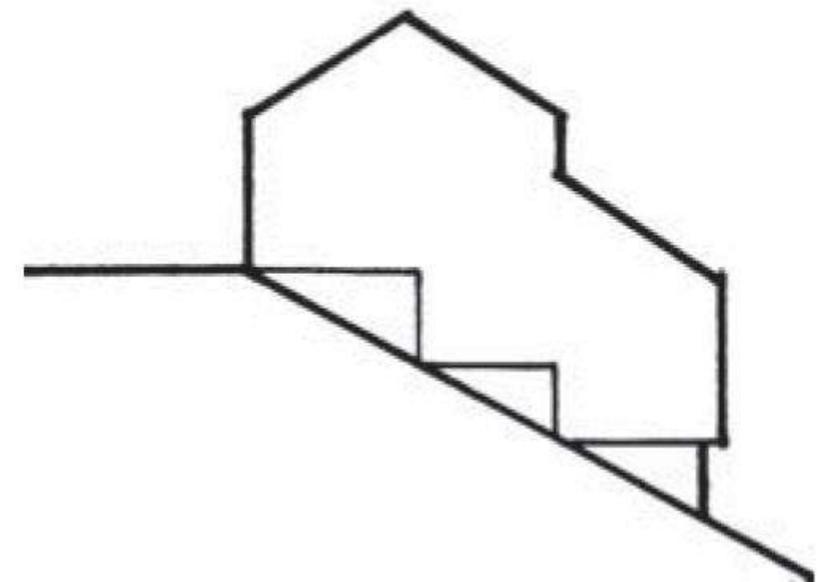
ルールのイメージ [形態]



△壁面が大きく見える



○斜面に馴染む形態



○斜面に馴染む形態

出典：飯山市風景づくりガイドライン

参考：これまでに提出されている届出（概要）

行為の種類	届出者	届出行為	景観に配慮した事項
建築物新築・増改築	観光事業者	建物新築	● 落ち着いたのある色彩計画
		建物増築	● 既存部分と統一されたデザイン
工作物新設等	携帯電話事業者	電波塔新設	<ul style="list-style-type: none"> ● 色彩配慮による周辺景観との調和 ● 道路からの距離確保 ● 背面の山並みの眺望を阻害しない高さの配慮 ● 低光沢処理
土石類の採取等	土石採取事業者	土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ● 種子吹き付け、植栽 ● 道路からの距離確保

3. 意見交換

【本日のテーマ】

- ①景観づくりの地域区分
- ②地域区分ごとの景観づくりのルール

意見交換の進め方

本日のテーマ

①景観づくりの地域区分

- 景観づくりの単位となる地域です。
☞ この区分ごとにルールが変わってきます。
- これまでの懇談会・勉強会等での意見により、
村の案として7つの区分をお話ししました。
(普通地域：4、重点地域：3)

②地域区分ごとの景観づくりのルール

- 良好な景観づくりのために必要なルールを、
地域区分ごとに考えましょう。

意見交換の進め方

①景観づくりの地域区分

- 村の案としてお話しした7つの区分についてどう思うか意見交換しましょう。
- 分け方について、次のようなご意見を願います。
 - この区分はこれとこれに分けた方が良いのでは？
 - この区分はこれと一緒に良いのでは？

意見交換の進め方

①景観づくりの地域区分

- 最後に発表していただきますので、発表者を1人決めてください。
- ピンクの付せんを使用し、意見を書いてください。
- 意見を書いた付せんは、テーブルの上の表の中に貼り付けてください。

ピンク色



意見交換の進め方

②地域区分ごとの景観づくりのルール

- 地域区分ごとに、どのようなルールが必要かを考えましょう。
- 考えていただきたいこと

□景観形成基準

👉 県の基準をベースに、
どこの何を変えていったら良い？

※資料の23～27ページを参考にしてください。

意見交換の進め方

②地域区分ごとの景観づくりのルール



決めるルール

- 配置（道路後退／隣地後退）
- 規模
- 形態・意匠
- 色彩等



意見交換の進め方

②地域区分ごとの景観づくりのルール

- ピンクの付せんを使用し、意見を書いてください。
- 意見を書いた付せんは、テーブルの上の表の中に貼り付けてください。

黄色

